

岐阜労働局発表

平成19年8月23日

岐阜労働局労働基準部賃金室

賃金室長 森 久明

賃金指導官 金丸裕子

電 話 058-245-8104

岐阜県最低賃金時間額10円引き上げを答申

=== 10月19日から時間額685円に ===

- 1 岐阜地方最低賃金審議会（会長 廣瀬英雄弁護士）は、平成19年7月23日
当局長（藤井龍一郎）から岐阜県下で働くすべての労働者に適用される「岐阜県
最低賃金」の改正決定について諮問を受け、慎重に審議を重ねていたが、本日、
次のとおり同局長に対して答申を行った。
- 2 答申の内容は、同最低賃金を、現行の時間額675円から時間額685円に引
き上げ、効力発生日を平成19年10月19日とするものである。
なお、引上率は1.48%である。
- 3 当局は、本日、この答申に異議のある関係労使は、平成19年9月7日までに
申出をするよう公示を行った。
- 4 同最低賃金が適用される県内の事業場数は約8万事業場、労働者数は約72万
4千人である。

岐 阜 県 最 低 賃 金 の 推 移

	発効日	日 額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	全国平均(日額)
55年	55.10.10	2,838	189	7.13	355	23	6.93	2,812
56年	56.10.10	3,023	185	6.52	378	23	6.48	2,994
57年	57.10. 8	3,188	165	5.46	399	21	5.56	3,156
58年	58.10. 8	3,291	103	3.23	412	13	3.26	3,256
59年	59.10. 8	3,394	103	3.13	425	13	3.16	3,357
60年	60.10. 5	3,518	124	3.65	440	15	3.53	3,478
61年	61.10. 4	3,625	107	3.04	454	14	3.18	3,583
62年	62.10. 4	3,706	81	2.23	464	10	2.20	3,661
63年	63.10. 3	3,818	112	3.02	478	14	3.02	3,776
元 年	元.10. 3	3,974	156	4.09	497	19	3.97	3,928
2年	2.10. 2	4,167	193	4.86	521	24	4.83	4,117
3年	3.10. 2	4,374	207	4.97	547	26	4.99	4,319
4年	4.10. 1	4,559	185	4.22	570	23	4.20	4,501
5年	5.10. 1	4,703	144	3.16	588	18	3.16	4,664
6年	6.10. 1	4,817	114	2.42	603	15	2.55	4,757
7年	7.10. 1	4,923	106	2.20	616	13	2.16	4,866
8年	8.10. 1	5,022	99	2.01	628	12	1.95	4,969
9年	9.10. 1	5,128	106	2.11	641	13	2.07	5,079
10年	10.10. 1	5,217	89	1.74	653	12	1.87	5,167
11年	11.10. 1	5,262	45	0.86	658	5	0.77	5,213
12年	12.10. 1	5,302	40	0.76	663	5	0.76	5,256
13年	13.10. 1	5,337	35	0.66	668	5	0.75	5,292
14年	14.10. 1	—	—	—	668	0	0.00	時間額 663
15年	14.10. 1	—	—	—	668	0	0.00	時間額 664
16年	16.10. 1	—	—	—	669	1	0.15	時間額 665
17年	17.10. 1	—	—	—	671	2	0.30	時間額 668
18年	18.10. 1	—	—	—	675	4	0.60	時間額 673

※ 全国平均(日額)は、全国加重平均日額。